

## 第四次長野県環境基本計画答申(案)に対するご意見と県の考え方

1 募集期間 平成29年12月15日(金)～平成30年1月13日(土)まで

2 件数 22件

No	該当項目	お寄せいただいたご意見等(要旨)	県の考え方
1	1ページ	「計画の位置付け」にSDGs施策の推進を掲げていることに賛同します。環境政策に限らず、今後の県の行政施策については、SDGsの視点で構築していく必要があると考えています。一方、SDGs推進のためには県民理解が不可欠です。SDGsの考え方や具体事例など広報や学習をSDGs推進を掲げている企業・団体と積極的に協力を進めていくことが必要だと考えます。	SDGsに対する認知度を高めていくことは重要と考えており、本計画の広報活動と併せ、SDGsの普及啓発に取り組んでまいります。
2	第1章～第4章	今回の基本計画ではSDGsによる施策の推進を掲げていることを評価します。しかしながら、SDGsについては、まだまだ知られていない状況があり、多くの県民をはじめ各種団体、事業者、行政機関などにその内容を広く啓蒙する必要があると考えます。SDGsを広く普及した上で、それぞれが主体的に行動できるよう、県として支持・支援していくことを希望します。	SDGsに対する認知度を高めていくことは重要と考えており、本計画の広報活動と併せ、SDGsの普及啓発に取り組んでまいります。
3	4ページ	人口減少に歯止めをかける政策とは具体的に何のことでしょうか。策別目標数値はありますか。	「人口減少に歯止めるをかける政策」については、平成27年度に策定した「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」(信州創生戦略)に以下の政策を掲げており、同戦略において政策ごとに数値目標を設定しております。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚・出産・子育てへの支援などによる自然減への歯止め</li> <li>・多様な人材の定着など社会増への転換</li> <li>・経済構造の転換など仕事と収入の確保</li> <li>・確かな暮らしを支える地域構造の構築など人口減少下での地域の活力確保</li> </ul>
4	7ページ 25ページ	小水力発電、バイオマス発電の目標値と増加の方策、都市住民が投資できるスキームが必要だと考えます。(東京電力はアクアエナジー100を創設し、都市住民に地方の水力発電による電気の販売を開始しています。)	ご意見にある目標値については、「長野県環境エネルギー戦略」(計画期間:2013年度～2020年度)において、再生可能エネルギーの種類別の発電設備容量の目標値を設定しています。 また、小水力発電、バイオマス発電の増加の方策は、本計画の25ページに記載しています。 なお、県内の地域主導による再生可能エネルギー事業には、住民出資による資金調達事例があり、ご意見にある都市住民の方による投資も資金調達の一手法になるものと考えられます。県では、県内の地域主導による再生可能エネルギーの事例について、今後も情報提供を行ってまいります。
5	10～12ページ	「第2章 現状と課題」に関して 産業廃棄物全体の量的増大を課題として指摘するだけで、適正処理困難な廃棄物、資源化困難な廃棄物など、多種多様な産業廃棄物の種類や性状に由来する具体的な課題の存在にまで踏み込んでいません。少なくとも課題が存在するのかわかりにくい提示すべきではないでしょうか。	「循環型社会の形成に関する状況」の12ページで、PCB、廃石綿、水銀廃棄物や災害廃棄物など処理困難な廃棄物を挙げて、適正な処理が課題である旨を記載しております。

No	該当項目	お寄せいただいたご意見等(要旨)	県の考え方
6	13ページ 17ページ 20ページ	移住者や交流人口増加の目標数値はありますか。	交流人口の目標値については、17ページに「都市農村交流人口」を掲げており、「検討中」としていた数値は、「690,000人(2022年度)」としました。 なお、移住者数の目標値は、県の次期総合5か年計画において、記載する予定です。
7	14ページ	「第3章 長野県の将来像」に関して  食品廃棄物以外の製造業、建設業、サービス業等に由来する様々な廃棄物の資源化等には全く言及していません。地域で発生した廃棄物を資源として地域内で循環させることを主要施策として打ち出すのであれば、資源化困難な産業廃棄物の新規資源化技術の創出等による、従来からの概念を超える独創性、優位性を有する「地域循環圏」の構想を提示すべきではないでしょうか。	食品廃棄物等以外の廃棄物の資源化については、「食品廃棄物など」の表現に包含しております。また、「地域循環圏」の形成においては、その過程で技術革新や新規ビジネスの創出につながるものと考えており、ご意見の趣旨を踏まえ、「地域循環圏の確立」の中で検討してまいります。
8	16ページ	富裕層向け環境共生型宿泊施設が必要だと考えます。民泊対応策はありますか。	ご意見をいただきました事項は、今後の事業の参考にさせていただきます。 なお、民泊への対応については、民泊の適正な運営を確保するため、「長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例(仮称)」の制定を検討しております。
9	22ページ	CO2削減のための具体策が示されていません。具体策別目標数値はありますか。	ご意見の趣旨は、22～26ページの「2 脱炭素社会の構築」の中で全般にわたって記載しています。 目標数値については、「県内の温室効果ガス総排出量」を掲げており、総合的に施策を推進することにより目標達成に努めてまいります。
10	23ページ	自動車利用制限は日々の生活に影響が大きい。具体的に、どこで、いつやるのでしょうか。また、公共バスのEV、FCV化が必要だと考えます。(中国ではバスのEV化進展中です。)	頂きましたご意見を参考に、今後事業の具体的な検討を進めてまいります。
11	23～25ページ	「環境エネルギーに配慮した交通まちづくりの推進」は、環境のためにも、公共交通の活性化(さらに公共交通の利便性の向上で、訪ねる・住むのに良い街になり得る)のためにもなるため、是非力を入れてほしい。 また、「再生可能エネルギー発電設備の設置拡大」は、環境エネルギー自給率の向上となるため良いと思う。特に、小水力発電は「導入ポテンシャルの高さが全国で上位」という強みを活かせると考えます。	ご意見の趣旨を踏まえ、環境エネルギーに配慮した交通まちづくりや小水力をはじめとした再生可能エネルギーの普及拡大に取り組んでまいります。
12	24ページ	太陽光発電については、固定価格買取制度との関係でみると、10kW未満の高価買取期間が10年目を迎える中で、今後、買取価格が抑えられていくという情報があります。こうなると、採算が合わず、太陽光発電への投資メリットが薄れていくことが見込まれます。これへの対応として、国に買取制度の堅持を求めていくことが必要だと考えます。	FIT法(再生可能エネルギー特別措置法)改正により入札制が導入されるなど制度が大幅に見直される中で、地域住民や中小企業者が実施する再生可能エネルギー事業が不利にならないような価格を設定することを国に求めているところです。 なお、10kW未満の住宅用の太陽光発電の普及に関して、蓄電池としての機能が期待される電気自動車とセットでの導入を促進するなど、多分野と連携した普及策を検討してまいります。

No	該当項目	お寄せいただいたご意見等(要旨)	県の考え方
13	24ページ	持続可能な社会の実現を目指し、原子力発電所に頼らない再生可能エネルギーを広げる政策への転換が必要だと考えます。「脱炭素社会の構築」の施策の方向性である「再生可能エネルギー100%地域」の早期実現を目指し、より積極的な施策の具現化を望みます。	「2 脱炭素社会の構築」に記載した各種施策に取り組むことにより、「再生可能エネルギー100%地域」の早期実現を目指してまいります。
14	25ページ	平成28年度に実施した「エコ観光地づくりモデル事業」に関わる継続項目が見当たりません。地域では、国の地域産業資源活用計画(経済産業省、農林水産省直轄)の認定とともに、エコ観光地づくりに取り組む民間事業者もあります。民間団体への継続がなされているので、長野県計画には不要と判断されたのでしょうか。	ご意見の趣旨は、25ページの「次世代自動車の普及や非化石燃料への利用転換の促進」に記載しておりますが、ご意見を踏まえ、表現を修正しました。
15	41ページ	アスベスト使用建物の解体撤去等によるアスベスト飛散による健康被害について危惧しています。この問題に取り組むNPO等の協力を得て効果的な対策を進めるとともに、県民にもアスベストの危害について、もっと知らせていく必要があると考えます。	NPOを始めあらゆる主体のパートナーシップによる環境保全活動の推進は重要だと考えています。頂きましたご意見については、今後の事業の実施段階において参考にさせていただきます。
16	41ページ	平成29年9月に環境省は「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を改訂し、平常時における準備として石綿使用建築物等を把握し台帳化することを求めています。石綿使用建築物の台帳化については、調査範囲をレベル1からレベル3までの調査とし、専門家の協力を得てアスベスト台帳を作成する必要があると考えます。	石綿使用建築物の把握については、国土交通省の通知に基づき、「吹付け石綿」及び「石綿含有吹き付けロックウール」を対象に、アスベスト調査台帳の整備を進めています。調査範囲、調査方法については現在の調査進捗を踏まえ、頂きましたご意見についても、今後の事業の参考にさせていただきます。
17	41ページ	廃石綿解体工事におけるアスベスト管理(施工業者の安全対策、解体時に飛散するアスベストの適正な測定等)を徹底するため、立入検査を強化する必要があると考えます。	廃石綿を含む建築物の解体工事等の特定粉じん排出等作業は、大気汚染防止法に基づく飛散防止措置が徹底されていることを立入検査等により監視しております。頂きましたご意見も参考に、今後も監視指導を行ってまいります。
18	43～46ページ	「第4章 計画期間中の目標と実施施策」に関して 産業廃棄物について、何ら新規性や独創性のある「施策の方向性」(他県等に対する優位性・アピールポイント)が提示されていません。また、「産業廃棄物リサイクル率」に関しては全く何も提示されていません。産業廃棄物の資源化の取組の重要性への認識を高め、種類・分野別の産業廃棄物の資源化を促進する、他県等に比して優位性を有する(他県等の先進モデルとなる)新たな「政策的仕掛け」(新たな資源循環システム等)を提示すべきではないでしょうか。	産業廃棄物の資源化の取組については、処理責任のある排出事業者が自らその重要性を認識することが重要であることから、県としては、事業者に対する研修会や3R実践協定の推進などにより排出抑制、再資源化の促進に努めてまいります。
19	43ページ	廃棄物(最終処分量)減量や温室効果ガスの排出削減、地球温暖化対策の取組は、県民の理解と行動が不可欠であり、消費者とともに進めることが重要です。更なる3R意識の向上や分別排出の促進、再商品化製品の用途情報、リユース容器を使用した商品やいわゆるリサイクル商品の普及の強化等、消費者への具体的かつ積極的な情報提供を望みます。	ご意見を頂きました事項は、今後、廃棄物の3Rの推進を図る中で参考にさせていただきます。

No	該当項目	お寄せいただいたご意見等(要旨)	県の考え方
20	循環型社会の形成	<p>「全体を通して」</p> <p>顕在的・潜在的に求められている産業廃棄物に係る課題解決方策の創出、社会実装による環境保全の高度化への道筋も提示できていません。また、技術的あるいは経済的な困難性から、産業廃棄物の新たな「資源循環システム」の構築が位置付けられないのであっても、その困難性を解決するための調査や研究開発に産学官連携によって着手することは「施策の方向性」に位置付けるべきではないでしょうか。長野県らしい独創性や優位性のある産業廃棄物対策のビジョン・シナリオ・プログラムの骨格的内容は環境基本計画の中に提示すべきではないでしょうか。</p>	<p>ご意見を頂きました事項については、今後、産業廃棄物対策の検討に当たり、参考にさせていただきます。引き続き、産業廃棄物の3Rの推進及び適正処理の推進を図ってまいります。</p>
21	49ページ	<p>SDGsの推進は第4章で触れられているとおり「マルチベネフィット」の観点が不可欠です。そのためにも県の全ての部署が横断的に課題や政策をすり合わせたり、場合によっては予算も持ち寄って課題遂行に当たるといった柔軟な政策推進が必要だと考えます。</p> <p>その点から第5章の推進体制で触れられている「環境管理推進委員会」では非力ではないでしょうか。知事、副知事がトップとなる推進体制が必要だと考えます。また、NPOや企業、団体が推進に積極的に参画できるようにしていく必要があると考えます。</p>	<p>「環境管理推進委員会」は、副知事をトップに各部局長が構成員となる組織であり、ご意見の趣旨を踏まえ、部局間の連携を図りながら、全庁的な取組を推進してまいります。また、県の次期総合5か年計画の推進に当たっても、SDGsの達成を意識して分野横断的に取り組むこととしており、SDGsの推進に必要な体制について今後検討してまいります。</p> <p>NPOや企業、団体の参画については、本計画の内容を多くの方々に理解していただけるよう積極的な広報に取り組み、計画の推進への協力関係を構築してまいります。</p>
22	49ページ	<p>環境に関する問題は、多くの県民にとって非常に重要な関心事です。基本計画改定に当たっては、十分な情報提供を行い、広く県民から意見募集を募る必要があります。パブリックコメントの募集時期や審議員への情報も含め、よりわかりやすく丁寧な情報発信とその仕組みづくりを希望します。</p>	<p>今後、環境基本計画の改定に当たっては、ご意見の趣旨を踏まえ、広く県民の方々に対し、わかりやすく丁寧な情報提供等を行ってまいります。</p>